

平成19年2月5日

各位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 門松正宏
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 川上真一
(TEL. 03-3218-5259)

取締役の退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成19年2月5日開催の取締役会において、取締役報酬制度の改定の一環として、退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入を前提とした「取締役の報酬等の額の改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定の件」を、平成19年3月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 退職慰労金制度の廃止

- (1) 平成19年3月29日開催予定の第82回定時株主総会終結の時をもって、取締役の退職慰労金制度を廃止する(社外取締役の退職慰労金制度は従来から設けておりません)。
- (2) これに伴い、在任中の取締役に対し、当社所定の基準に従い、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、本株主総会の承認を得た上で、各氏が取締役及び執行役員のいずれをも退任した時に支給する。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入

(1) 目的

株価変動のメリットやリスクを株主と共有し、取締役(社外取締役を除く)の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を更に向上させること。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の割当ての対象者及びその人数

社外取締役を除く当社取締役 4名

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、本株主総会における決議の日以後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における新株予約権1個当たりの公正価値に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計額が、1億3,000万円以内（株式報酬型ストックオプションに関する取締役の報酬等の額）となる範囲で定める。（※）

※ 「会社法」（平成17年法律第86号）の施行により、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が、取締役の報酬等に含まれることとされたため、本株主総会の承認を得た上で、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を年額1億3,000万円以内とし、この金額の範囲内において本新株予約権を発行するもの。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内とする。

但し、実際に行使できる期間は、下記⑦のとおり、原則として、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限定する。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

【ご参考】

当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を、当社取締役会の決議により発行する予定です。

以 上